

# 犯罪被害者等の心情と被害者支援について

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長

和氣 みち子

## はじめに

犯罪被害者支援活動が始まって30年を迎えるにあたり、設立にご尽力された犯罪被害者等の大久保恵美子さんや立ち上げに関係してくださった方々に改めて感謝申し上げます。当時のご苦労は想像を絶することであったかとお察しいたします。

毎日のように犯罪被害者等は生まれています。その犯罪被害者等は、事件、事故の内容がそれぞれ異なり、同じ事件の家族であっても一人一人向かって行く方向や考え方、行動が違います。今回は、私個人の体験・経験、感じたこと、今後の支援に対しての意見等を伝えたいと思います。ご参考にしていただければ幸いです。



## I. 犯罪被害者等になっての心情

私は、2000年ある日突然、犯罪被害者等となりました。今年で20年を迎えましたが、当時受けた「喪失感、怒り」は消えませんし、心の氷は解けないままで生活をしています。犯罪被害者等になってしまうと「犯罪被害者等を辞めることができない、辞めることが出来るのであれば、どんなに幸せかな」と思っています。

私が犯罪被害者等になった当時の社会は、ほとんど犯罪被害者等に対して無理解でしたし、窓口もなく支援を受ける事も出来ませんでした。その当時、被害者支援センターがあれば支援を受ける事ができ、もっと早い被害回復ができたのではないかと残念に思います。そのため、つらい「二次的被害」を受けてきました。「一次的被害」だけでも、自分が生きていることだけで精一杯になるほど傷ついているのに、さらに「二次的被害」を受けて傷つき、その傷をえぐられ、傷口に塩を塗られるような思いをした。私は潰されてしまうと感じるほど「辛く、悲しく、怖い」体験であり、地獄に突き落とされた思いでした。

それからは、睡眠障害・摂食障害・家庭崩壊寸前、生活に支障がでましたし、仕事にも支障が出てしまい毎日、頭の中が朦朧とした状態で生きていた様に思います。

しかし、娘のため、供養のため、地獄の底から這い上がろうと必死に傷ついた心を奮い立たせて犯罪被害者等として「声」を上げ続け、社会に対して改善改革や「犯罪被害者支援」をお願いしてきました。最近では、お陰様で犯罪被害者等を取り巻く環境は大きく改善改革されたところもありますので感謝したいと思います。

ただ、私の大切な娘の命を奪った加害者からの償い、謝罪、事故に向き合っの反省文は、

17年間待ち続けていますが、一向に果たされないまま。そのため今でも心の氷が溶けず、被害回復が出来ない部分があり、葛藤しながら生きている現実があります。加害者が施設の中でしっかり矯正教育を受け、人として社会で生きていける様に矯正教育をしっかり受けて復帰していただきたい。受刑者が作ってしまった犯罪被害者等に真摯に向き合い、長い時間をかけて「償い・謝罪」をして犯罪被害者等の心の氷を溶かしてほしいと願っています。

そのような思いがあって、2006年から法務省で始まった「被害者の視点を取り入れた教育」に参加しています。この教育は「旧監獄法」に代わって刑務所内の受刑者に矯正教育の受講を義務づけた「刑事施設受刑者処遇法」に基づくもので、贖罪意識を高めるため、犯罪被害者などが受刑者に直接話しかけるプログラムです。

参加して15年が経ち、当時より大きく改善されましたが、まだまだ改善が必要ではないかと思われる事例もあり矯正教育に携わっている講師との意見交換、検討会、研修会なども必要ではないかと感じます。まだまだ発展途上の分野であります。

## II. 娘を奪った交通犯罪

まず私の娘（和氣由佳 当時19歳8カ月）の命を奪った悪質事故の概要を記載することになります。

（犯罪事実）被告人は、2000年7月31日午後6時38分頃、業務として大型貨物自動車を運転し、栃木県大田原市付近道路を西那須野方面から矢板市方面に向かい時速60kmで進行。運転開始前に飲んだ酒の酔いのため眠気を催し、前方注視及び運転操作が困難な状態になったから、直ちに運転を中止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、直ちに運転を中止せず、同速度で運転を継続した過失により、同日午後7時頃、栃木県矢板市方面からさくら市に向かい進行中仮眠状態に陥って、自車を左斜め前方に暴走させて道路左端に設置されたガードレールに衝突させた。びっくりして頭が混乱する中、あわてて右に急ハンドルを切ったところ自車を道路右側部分に進出させ、対向進行してきた和氣由佳（当時19歳）運転の普通乗用自動車前部に自車前部を衝突させて右斜め前方に押しだし、道路右路外に設置されたコンクリート製電柱に衝突させ、同人に脳挫傷、両側血気胸の傷害を負わせ、同日8時8分ころ、栃木県内病院で死亡させた。また、アルコールの影響により正常な運転が出来ないおそれがある状態で、同日午後6時38分ころ、大型貨物を運転したものである。

被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、本件は、この種事案のなかでは極めて悪質な部類に属する犯罪であり、被告人には厳罰を科すのが相当である。

2001年6月宇都宮地方裁判所は、被告に業務上過失致死等事件、懲役3年6月の判決を言い渡した。

## III. 犯罪被害者の視点

以上の様な判決だが、私たち被害者家族は、ただの業務上過失の交通事故ではなく、無差別

殺人に匹敵する悪質な交通犯罪だと認識していました。

しかし、この刑事裁判で出された判決は、懲役3年6月というあまりにも軽すぎるものでした。裁判長は「未必の殺意」と断言したが、当時の法律は、どんなに悪質な交通犯罪でも「業務上過失」でしか裁けなかった。この罪名に私は非常に憤りを感じ、現代社会にそぐわない法律は変えていかなければいけないと強く思いました。

「今の日本の法律は命の重みを反映していない。悪質交通事故加害者に厳罰を与える法律にしてほしい。そのために署名活動を行う」という報告を飲酒運転被害者遺族達から情報を受けて、すぐに活動に参加させてもらいました。

全国の悪質交通事故の被害者と共に27万5千名弱の署名を集め、歴代4名の法務大臣に手渡す活動を続けた結果、「危険運転致死傷罪」を新設する改正刑法が成立、2001年11月に施行されました。悪質交通事故で奪われた命の犠牲のもとに作られた法律です。しかし、この法律ができて「悪質交通事故（故意犯）」を起こす加害者がいなくなることを私達は期待しましたが、いまだに飲酒運転で逮捕される悪質違反者は後を絶ちません。まして社会の指導者であるべき方々が飲酒運転をし、逮捕されています。これは犯罪被害者にとって「二次的被害」そのものです。

社会の中から徹底的に飲酒運転を根絶することが必要です。飲酒運転をする者がいなければ、飲酒運転で「流したくない涙を流す」犯罪被害者はいなくなる。便利な車を凶器に変えて車を走らせるようなことをなくせば、安全で安心な社会に近づくはずです。

#### IV. 再犯防止こそ被害者支援

地方紙の「日曜論壇」に保護観察所所長の論説「再犯防止へ他機関連携を」が掲載されたので紹介します。

「なぜ再犯防止が必要なのか。その理由は、再犯者が及ぼす社会への影響が、初犯に留まるものよりも大きいからである。日本における戦後約60年間の犯歴データ分析によると人数比で約3割の再犯者が、全体の約6割の犯罪をしていた。2回目以降の犯罪の防止ができれば、新たな被害者や社会的損失の発生防止に大きく寄与でき、特に多数回累犯者化の防止効果は一層大きい」と書かれている。

受刑者達が刑務所で十分に矯正教育を受けず、社会に復帰して罪を犯し、さらに犯罪被害者等を生んでいる現状には心が痛む。私達「被害者の声」が少しでも届き、更生してこれ以上、犯罪被害者等を生まないことが最大の犯罪被害者支援ではないだろうか。「犯罪被害者等の声」はとても重く重要でありますので、多くの被害者の体験談を大切にいただき、今後の犯罪被害者支援活動の改善改革をお願いしたいと強く思います。

#### 最後に

私達、「犯罪被害者等の声」を聞き何かに気付き、これからの人生に役に立てて、再犯を防

止ることができれば犯罪被害者等の被害回復にもなるのです。

犯罪被害者等が生まれた時点で支援を提供するのは当たり前、それ以前に加害者を生まない、被害者も生まない社会づくりが、私達犯罪被害者等の願いです。

今後、益々犯罪被害者支援が充実した活動になりますように期待しています。